

(原審 平成 26 年(ワ)第 2146 号、第 5824 号 原発メーカー損害賠償請求事件)
控訴人 唯野 久子 外

被控訴人 ゼネラル・エレクトリック・ジャパン・ホールディング株式会社 外 2 名

控 訴 理 由 書

2016 年 9 月 15 日

東京高等裁判所 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 島 昭



外



目次

第1章 原判決批判	1
1 司法の自殺—訴訟進行	1
2 司法の自殺—判決内容	1
第2章 控訴人らの主張	3
第1 原子力の恐怖から免れて生きる権利<ノー・ニュークス権>	3
1 原判決の誤り	3
2 ノー・ニューカス権の独自の権利性	5
3 ノー・ニューカス権を必要とする事情	14
4 モラルハザード	25
5 結論	33
第2 ノー・ニューカス権以外の憲法上の権利の侵害	33
1 財産権侵害	33
2 平等権侵害	45
3 裁判を受ける権利の侵害	45
第3 責任集中制度の違憲性	46
1 原判決の誤り	46
2 立法事実の変遷	48
3 Reitsma 意見書について	56
第4 権利の濫用について	63
1 原判決の趣旨	63
2 法的利益を漫然と享受することも「権利の濫用」に該当すること	63
3 免責条項の主張が「抗弁権の濫用」となり許されないこと	64
第5 原発メーカーの責任	64
1 現行「日米原子力協定」	65
2 責任集中制度は事業者間の内部関係上の規律	67
3 法と約款の構造	69
4 無過失責任主義—被害者の保護に関し、過失責任主義を排除しない—	74
5 小括	77
第6 債権者代位権	77
1 原判決の誤り	77
2 無資力要件の必要性	78
3 無資力要件の充足性	82
4 結論	90
第3章 結語	90

第1	本控訴審で判断されるべき争点	90
1	原審への差戻し	91
2	違憲審査	91
3	適用違憲	91
4	権利の濫用	92
5	免責されない原発メーカー	92
6	債権者代位権	92
7	原発メーカーの責任	93
第2	本訴訟の意義	94

第1章 原判決批判

原判決は、本訴訟における訴訟進行がそのまま反映された、一言でいえば、司法の役割を放棄するかの如く中身のない薄っぺらなものであった。また、原判決には、以下に述べるとおり、少なくとも2つの重大な争点について、「判断の遺脱」があることから、原審に差し戻されるべきである。

なお、本訴訟の主な争点の1つは、原賠法が定める責任集中制度の違憲性であるが、ここでいう「責任集中制度」とは、原子力事業者の無過失・無限責任を定める原賠法3条1項のみならず、原発メーカーをはじめとする原子力事業者以外の原子力関連事業者すべてを免責する同4条1項及び3項を含む制度を示すものとする。

1 司法の自殺—訴訟進行

原審では、2016年3月23日の第4回口頭弁論において、原告側が被告の反論に対し再反論する旨を明言し、かつその後の主張予定、立証計画および意見書の準備等についても述べたが、それにもかかわらず裁判所は、突如として弁論を終結した。しかも、4回の口頭弁論のうち、第2回は手続きの確認のみで終わったため、実質的にはわずか3回の期日があつたに過ぎず、さらに2015年8月28日の第1回口頭弁論期日直前に新しい裁判体になった後、わずか5か月ほど後の第3回口頭弁論からさらに新しい裁判長が東京高裁より赴任し、その2か月後のあまりに理不尽な結審である。

多くの国民が、本訴訟を速やかに排除するためにされた狙い撃ち人事との強い疑いを持つことは、当然のことといえる。

本件原発事故以降は、2014年5月21日の福井地裁における大飯原発差止判決をはじめとして、2016年3月9日の大津地裁における運転中の高浜原発3、4号機の運転禁止を命じた仮処分決定等、同事故を招いたともいえる従来の裁判所の態度を反省するかのような良心的な判断が示された。国民は、「司法は生きていた」と快哉を叫び、ようやく司法に対する信頼感が回復しつつあった矢先の、あまりにも愚かしい自殺行為である。

2 司法の自殺—判決内容

(1) そして、その判決の内容は、いくつかの論点が抜け落ちており、また触れられた論点についても、まさに裁判所の不見識を露呈するお粗末なものであった。

具体的には、以下で詳述するが、控訴人らが主張する新しい人権、ノーニューカス権については、その存否についての判断を避けるだけではなく、人格権と環境権というまったくレベルの違う権利を同列に挙げ、そこに包摂される権利であるかのように述べた。あまりに基本的な知識を欠く間違った解釈である。

また、控訴人らが主張した憲法 29 条 2 項については、一切言及がなかった。憲法判断を求めた訴訟において、その判断を示さなかつたことは、再審事由である「判決に影響を及ぼす重要な事項についての判断の遺脱」(民訴法 338 条 1 項 9 号) にあたることに疑いの余地はない。さらに原判決は、控訴人らが主張した適用違憲についても判断をしなかつた。後に詳しく述べるが、仮に責任集中制度を定めた規定が法令違憲とまでは言えないとしても、本件原発事故は、まさに適用違憲原審について検討されるべき事案である。

よって、これら「判断の遺脱」があつた以上の 2 点は、本訴訟において極めて重要な争点であり、第一審での判断がされなければ、控訴人らの審級の利益は著しく害されることになる。したがつて、これらは原審に差し戻されるべきである。

原賠法 5 条 1 項に基づく求償権の代位行使の要件については、非常に重要な法律論に関わる論点であるにもかかわらず、なんら実質的な検討をすることもなく、被控訴人らの主張をそのまま繰り返しただけで、そのように考えるべき理由を一切説明していない。

このように、原判決は、単にその結論が不合理だというのではなく、実質的な審理をした結果としての判断が一切示されていないのである。

(2) 原賠法は、1957 年 9 月に成立した米国のプライス・アンダーソン法 (PA 法) を原型としており、他の国の賠償制度やウィーン条約等原子力損害賠償条約も類似の仕組みを持っている。それぞれに若干の違いがあるものの、①無過失責任、②有限責任、③責任集中、④賠償措置の強制は、世界各国賠償法、および原子力損害賠償条約が採用する責任に関する 4 大原則と呼ばれている（日本の原賠法は②を採用していない）。

これらの制度については、これまでも様々な議論があったが、原子力事故による損害が賠償措置額を超えるければ、問題が表面化することもなかつた。原子力事業者への責任集中と原発メーカー等原子力関係事業者の免責の関係等、内部関係の矛盾も表面化しないし、保険契約・補償契約上の内部問題として処理されていく。

そんな中、本件原発事故は、世界で初めて賠償措置額をはるかに超過した事故となつたのである。つまり、本件原発事故によって、原賠制度の問題点が初めて顕在化したのであり、そのために本訴訟が提起され、世界で初めて原子力損害賠償制度の問題点が司法の場で争われることとなつたのである。このことからしても、まったく内容のない原判決は、決して許されるものではない。

(3) 本訴訟では、原告約 4000 名のうち約 2700 名が海外の人々であること

を敢えて確認するまでもなく、裁判所がいかなる判断を下すかについては、世界中が重大な関心を寄せている。控訴審においては、このような事情を十分に認識し、一つひとつの争点から逃げることなく、自らの言葉で法律論を語り、歴史的な検証に耐え得る判決を強く期待するものである。

第2章 控訴人らの主張

第1 原子力の恐怖から免れて生きる権利 <ノー・ニューカス権>

1 原判決の誤り

原判決は、控訴人らの主張するノー・ニューカス権の内容を精査することなく判断を下しているが、以下のような誤りがある。

(1) ノー・ニューカス権の解釈について

ア 原判決は、ノー・ニューカス権とは「要するに、人格権及び環境権として憲法上保障されている人権を原発事故の場面に当てはめた際に、どのような具体的権利を有していることになるかという点について、……理解及び見解を述べたもの」とする。

しかし、その解釈は明らかに誤っている。原判決は、原子力の特徴、その被害の特徴について何ら配慮することなく、ノー・ニューカス権を人格権や環境権として安易に要約して判断している。後述のとおり、原子力はその被害の規模や質から通常の公害問題と次元を異にしているが、その重要な点を見落としている。

イ さらに、原判決は、人格権と環境権を並列させて説明しているが、これら2つの権利は、その法的性格を大きく異にする。それにもかかわらず、それらの違いを意識せず解釈し、説明しようとする。

人格権とは、各人の人格に本質的な生命、身体、健康、精神、自由および生活等に関する利益の総体をいい、憲法13条及び25条を根拠として古くから認められてきた。他方、環境権とは、良好な環境を享受し、かつこれを支配しうる権利とされ、これも13条及び25条から導かれる権利として主張されている。ちなみにノー・ニューカス権も13条、25条、そして前文を根拠としており、これらの点について3つの権利は共通する。

これらのうち、人格権が認められることに争いはなく、実際に原発訴訟においては、人格権に基づく差止請求がなされ、大飯原発や高浜原発でも、この請求が認められた。他方、環境権については、これまで数多くの訴訟において主張してきたが、未だこれを認めた判例は存在しない。その理由は様々であるが、一言でいえば、その内容が不明確とい

うことである。例えば、「良好な環境」というものは、ある個人にとつての主觀的利益に過ぎず、人によってその内容はまちまちであることから、裁判所にとっては、そこに法的保護の対象となる利益性や権利性を見い出しにくいと考えているようである。

また、人格権と環境権の大きな違いは、差止めが可能となる時期である。環境権は、個人の生命・健康・財産に対する被害とはとりあえず関係なく、環境権の対象となる環境それ自体を改変する行為を民事訴訟によって差し止めることができる（甲 56 北村先生【48、49 頁】）。

これらの違いについて何ら触れることなく、両者を一括りにして、理由もなく原因者に対する損害賠償請求権を否定することは、裁判所の判断として著しく不見識である。

ウ さらに原判決は、ノー・ニュークス権に基づいて、「原発事故が発生した場合に、人格権及び環境権として憲法上保障されている人権から、直ちに、原告…らが主張するような、原子炉を製造した者に対して直接完全な損害賠償を請求する権利が発生するものと解することはできない」とする。

しかし、原判決は、「原子炉を製造した者」に対する請求権の有無を判断しているが、ノー・ニューカス権は「原子炉を製造した者」ではなく、事故原因者に対する請求権を内容としている。これは致命的な間違いであり、原判決は控訴人らの主張の趣旨をまったく理解していないという点で、重大な誤りがある。

(2) 責任集中制度を「政策論」とすることの誤り

原判決は、理由を述べることもなく、責任集中制度に関する控訴人らの主張は「政策論を述べるものにとどまる」としている。

しかし、責任集中制度は、後述のとおり、原発メーカーに深刻なモラルハザードを引き起こし、原発事故の具体的危険を生じさせる。控訴人らは、政策論を述べているのではなく、人権侵害の危険性について主張しているのである。

それにもかかわらず、原判決のように、責任集中制度を政策論にすり替えて、原発メーカーの法的責任の検討が形式的に排除されて実体判断に一切入らないとなると、たとえ原子炉の欠陥が原因で本件原発事故のように極めて甚大な被害が発生した場合ですら、その原因の究明はされないままという事態となる。その結果、原発事故という重大な結果を引き起こしながら、十分な対策をすることなく同様の欠陥を有したままの危険な原子炉が放置され、さらに製造されることになり、「健全」とは程遠い原子力事業の発達を招く事態となることは想像に難くない。そして、かか

る事態は、次なる甚大な被害と人権侵害を生み出すことになる。

責任集中制度を採用するかどうかは、決して単なる「政策論」ではなく、原発事故防止、人権侵害防止のための手段の正当性という法的問題である。

甚大な被害を引き起こし、さらに被害者に対する十分な損害賠償を妨げている責任集中制度について、裁判所が安易に「政策論」を持ち出して判断を逃げることは、もはや許されない。

(3) 小括

原審は、ノー・ニューカス権の内容について、控訴人らの主張を理解しようともせず、強引に審理を終結させ、その判決においても具体的な理由を述べることなく、ノー・ニューカス権を実質的に否定した。原判決の態度は、放射能被害の特異性について何ら考慮せず、また考えようとさえしないもので、世界中の国民を失望させるものであった。

本件原発事故により原子力による被害を目の当たりにした今、裁判所におかれでは、比類なき甚大な放射性物質の影響、ノー・ニューカス権の権利性について誠実に審理されることを強く求める。

2 ノー・ニューカス権の独自の権利性

(1) ノー・ニューカス権の顕在化

政府や原子力事業者が意図的に原発の「安全神話」を垂れ流してきたが、2011年3月11日に本件原発事故が発生し、原発に対する信頼は崩れ去った。

本件原発事故によって、放射能による被害の実態が明らかとなり、国民もこれを知ることとなった。すなわち、放射性物質は、人の身体を侵害し、生命をも奪う。その影響は遺伝し、世代を超えて影響を及ぼす。また、慣れ親しんだ土地を奪い、当たり前にあった生活やコミュニティを奪う。しかも、大気中に一旦大量に放出されれば、原状回復することは不可能である。放射性物質の大気中への放出による影響は、規模や期間、その質において、他の公害や環境問題とは比べるべくもなく、唯一、戦争のみがそれに比肩し得るものであることが明らかになった。

そして、この放射性物質の影響は、本件原発事故により誰の目にも明らかとなり、人類にかつてない衝撃を与えた。その結果、日本の各地、さらに海外でも、脱原発への声が一気に拡がっていったのである。

本件原発事故を契機として、多くの人が原子力に対する恐怖を抱き、その恐怖から免れて生きたいとの思いを強く抱くに至った。この原子力に対する恐怖、不安感を権利として構成したのが、ノー・ニューカス権である。

(2) 意義、特徴

ア 意義

「原子力の恐怖から免れて生きる権利」のことを、「ノー・ニュークス権」と呼ぶ。

憲法前文、13条および25条から導かれ、具体的には、「通常人が合理的な理由に基づいて、放射能による生命・身体・財産の侵害が発生する恐れがあるという場合に、妨害の排除、または予防を請求し得る権利」である。

イ 特徴

ノー・ニューカス権は、かつての原爆投下や世界における数々の原発事故の被害の実態を背景とした、原子力に対する恐怖からの保護がその核心となる。

原判決の解釈との関係でいえば、人格権の進化形あるいは環境権を具体化したもの、と説明することもできるだろう。ノー・ニューカス権は、人格権が侵害される恐れ、つまり不安感そのものを保護する。人格権侵害の具体的危険性を立証しなくても、合理的な理由に基づいてそのような不安があるということを立証すればいいということからすれば、人格権の進化形ということができる。

一方、放射能の恐怖に晒されずに生きる環境というのは、万人にとって「良好な環境」といえ、その内容に不明確な点はない。したがって、環境権の具体化といえ、これを従来の理由で排斥することはできないはずである。

また、原子力に対する恐怖は、単なる不安感や危惧感ではなく、生命・身体に対する侵害から免れて安心・安全な生活を送りたいという、身体的人格権に直結した精神的人格権ともいえる。

このような考え方は、平穏生活権の考え方と類似する。とくに、本件原発事故以来、その被害の特徴を正確に捉える必要性から、平穏生活権についての議論が重ねられている。

(3) 本件原発事故の被害の特徴

ア 本件原発事故の被害の特徴

本件原発事故の被害についてはこれまでの準備書面でも主張したが（訴状第7章第5【86~88頁】、第2準備書面第2の2・3【35~54頁】）、この被害全体を正確にとらえるには、財産的損害、精神的損害といった従来の損害の概念では不十分であるとの議論がなされている。

すなわち、本件原発事故の被害の分類方法については、様々な見解があるが、淡路剛久教授は、①放射線被曝の恐怖感・深刻な危惧感、②避

難生活を余儀なくさせることによる精神的損害、③原状回復と生活再建にかかる損害、④地域生活の破壊や喪失、⑤生態的損害と分類する。

これら被害全体の特徴として、(A) 類例のない被害規模の大きさ、(B) 被害の継続性・長期化、(C) 暮らしの根底からの全面的破壊、(D) 被害の不可予測性などが挙げられている。

本件原発事故による被害救済を十分に行うには、まずは実態として存在する損害をそのまま損害として把握することから始めなければならない。

そのために、「平穏生活権」、「基本的生活権」や「包括的生活利益としての平穏生活権」といった概念が必要とされている（以上、甲 57【1～5 頁】）。

イ 平穏生活権、基本的生活権

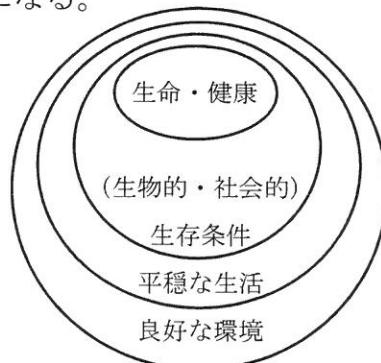
吉村良一教授は、平穏生活権や基本的生活権について、以下のように論じている（甲 58 の 1、甲 58 の 2）。

(ア) 本件原発事故による平穏生活権・基本的生活権の侵害

平穏生活権には、①身体や健康に直結した平穏生活権と、②主観的な感情等に関する利益が法的保護に値するかどうかを検討する際に受け皿となる平穏生活権の 2 種類があるが、本件原発事故の被害は、①にあたる。なぜなら、放射線被曝による不安は健康被害への不安であり、そのような不安には客観的根拠があるためである。

しかし、この平穏生活権は「不安」が主要な問題とされているが、本件原発事故による被害はこれにとどまらず、避難者の生活が根こそぎ破壊されたことを評価する必要がある。すなわち、地域や人の関係を築いて人間らしい生活を続け、命を次世代につないでいくプロセス自体が奪われたこと、住宅や家財道具は単なる財物ではなく、「基本的生活権」を支える物質的基礎で、これらが奪われたことも評価されなければならない。

ここで、本件原発事故による被害の全体を構造的に把握すると、以下の図のようになる。



我々は、地域コミュニティといった生活諸条件に支えられて生存（生物的・社会的生存）している。この生存が脅かされたとき、健康・生命が危険にさらされる。本件原発事故は、生活基盤を奪い、それが生存の条件を脅かし、ひいては生命・健康被害につながっていく。

したがって、被害の構造は、「生活破壊→生存条件の剥奪→生命の危機」としてとらえることができるが、本件原発事故は、これらの多層的な権利や法益を極めて深刻な形で侵害したのである。

（イ）憲法上の人権規定との関係

本件原発事故に起因する住民らの権利・法的侵害が憲法上の人権規定との関係でどう位置付けられるか。

まずは、原発事故の被害の特質は、事故によって住民らの生活と生存条件が深刻に侵害されていることから、生存権（憲法 25 条）が重視されなければならない。

また、避難を余儀なくされた住民らやあるいは放射線被曝や地域社会の機能不全の中でとどまつて暮らす住民らの双方とも尊重されるべきことから、幸福追求権や自己決定権（憲法 13 条）の観点も必要である。

これらからすると、本件原発事故の被害の救済と防止を実現するための価値理念は、憲法 13 条と 25 条の 2 つを基軸とすべきである。

ウ 包括的生活利益としての平穏生活権

淡路剛久教授も、本件原発事故によって及ぼされた被害について考察を加える（甲 59【11 頁～27 頁】）。

（ア）本件原発事故による被害者の状況

2014 年 12 月 26 日現在もなお、本件原発事故による県内避難者、県外被害者、避難先不明者は、合計 12 万人を超えており、避難生活からの生活の再建が実現できていない人々が多く存在する。

被害者にとっては、「地域での元の生活を根底からまるごと奪われた」ことが、本件原発事故による被害の実態である。被害者は、日常生活そのものが破壊されているが、このような被害を法的な損害賠償概念で表そうとするとき、交通事故賠償によって形作られた既存の損害賠償法の仕組みで捉えることは不可能である。

そこで、この被害を法的に表現すれば、自由権、生存権、居住権、人格権、財産権といった権利法益を含む平穏な日常生活を営む権利の侵害であり、これは、「包括的生活利益としての平穏生活権」（包括的平穏生活権）と呼ぶことができる。

(イ) 「包括的平穏生活権」侵害の特徴

本件原発事故によって侵害された利益を「包括的平穏生活権」と構成することで、以下のような特徴的な損害類型を導くことができる。

すなわち、i. 被害者住民が、高濃度汚染地域にとどまっていた間に放射能汚染に曝露したことによる深刻な健康影響の不安（危惧感）、ii. 被害者住民が避難生活中に被った、そして被りつつある精神的被害、iii. 放射能汚染によって元の地域から他の地域へ移住を余儀なくされた被害者住民の地域コミュニティ喪失（地域生活利益の喪失と精神的苦痛）、iv. 移住を余儀なくされた被害者住民が他の地域で居住するための不動産損害、v. 環境損害（エコロジカル損害とも呼ぶ）である。

このうち、iはさらに、①避難中に高濃度汚染地域で被曝したときの恐怖感と、②被曝が将来健康被害を引き起こすのではないかという深刻な危惧感の2種類がある。②は身体権に直結した精神的人格権として賠償されるべき損害にあたる。他方、①は恐怖の慰謝料としてとらえられる問題である。

iiiは、「包括的平穏生活権」に包摂された「地域生活を享受する権利」の侵害の結果生じた損害である。同権利には、①隣近所や地域の交流等による人格形成と発展の機会という精神的平穏・精神的安定という精神的側面、②水田や畑の利用と維持、里山の維持と管理といった自然環境を享受する利益などといった精神的損害ないし無形の損害も含まれ、それらも賠償されるべきである。

エ 小括

以上の見解で指摘されているように、原子力により人の生活が根底から奪われるという異常な事態が起つたことから、本件原発事故による被害は従来の損害に対する概念では捕捉できないものとなっており、学者からは平穏生活権をより進化させた概念が主張されている。

このような主張がなされるのは、本件原発事故による被害の実態を目の当たりにしたからである。原子力による生命・身体に対する侵害から免れたい、原子力の被害のない安心・安全な生活を送りたいという思いは、身体的人格権に直結した精神的人格権であるといえ、当然憲法上の保護に値するものである。

(4) ノー・ニューカス権の論拠

ノー・ニューカス権の論拠として、控訴人らがこれまでに主張した点を要約すると、以下のとおりである（訴状 第7章 第4の4【81～84頁】、

第1準備書面 第2【7頁～9頁】、第2準備書面 第1章 第2【12～80頁】)。

ア 原子力のコントロール不能性

1950年代から、国内外で原子力発電所が稼働されているが、日本国内だけでみても、2014年末までに1246件もの原発関連事故が起きている。年間平均約20件である。原発の研究・開発は日々進んでいるものと想像されるが、それでも事故は減少傾向にさえない。それは、原発が極めて高度かつ複雑な構造を有し、技術的に事故の発生を完全に避けることは不可能であるためである。そして今後の科学技術の進歩によっても事故の危険性を完全に除去することは難しい。

とくに地震大国・日本では、諸外国に比して、事故の危険性が圧倒的に高い。

しかも、一旦事故が発生してしまえば、事故現場に立ち入ることができず、事故の原因究明も十分に行えないため、収束作業も行えない。

このように、人間は、原子力をコントロールできる技術を未だ有していないし、仮に事故が発生してしまってから収束させる技術も有していない。人間には原子力をコントロールすることは不可能であり、常に原発事故による被害の危険性の中で生存しているといつても過言ではない。

イ 原子力による被害の特異性

原発事故により大量の放射性物質が大気中に放出されれば、その放射性物質によって、人間に大きな被害をもたらす。

放射性物質はそれ自体有害で、体内に入り込めばDNAを破壊し、細胞死をももたらし得る。大量の放射性物質で一度に被曝した場合には、リンパ球や白血球の減少等種々の急性障害を引き起こし、低線量被曝でもがんや白血病など晩発性障害も発症しうる。いずれも死をもたらす危険性を有する。

実際に、本件原発事故による甲状腺がんの罹患者数は、日を追うごとに増加しつつある。

さらに、放射性物質による染色体の異常や遺伝子の突然変異により、その影響が子孫にまで現れる危険性もある。

また、その影響が及ぶ範囲も広く、関東圏にも放射性物質による汚染が広がっている。また、森林に蓄積された放射性物質が海に流れれば、海外にも放射性物質の影響が及ぶ恐れもある。

このように、原子力による被害は、空間的にも時間的にも広範囲に影響を及ぼすうえに、その程度は人の生命に直結する。本件原発事故によ

る人の生命への危害もすぐには目に見えないが、放射性物質による悪影響は今もなお徐々に、しかし確実に進行している。

ウ 福島の現状

本件原発事故により放射性物質が拡散し、事故後 5 年以上が経過した今も、放射能汚染はなお継続している。

福島では、本件原発事故により避難区域が指定され、約 15 万人もの人々が避難を強いられた。放射性物質を恐れて自主的に避難した人たちを含めるとさらにその数は増える。

避難者は、本件原発事故によって突如コミュニティやふるさとを奪われ、仮設住宅や見知らぬ土地で、過酷な生活を強いられることになった。そのストレスは想像以上に大きく、自死を選んだ被災者すら存在する。

本件原発事故により、多くの人々が放射性物質による被曝という被害を被っただけではなく、避難による財産的・身体的・精神的負担を負い、地域や自然環境、人間関係を含めた故郷での生活のすべてを失った。

本件原発事故により生じた被害の詳細はこれまでの準備書面で述べたが、それでも表現し尽くすことはできない。人の生活そのものを奪い、日本の国土を奪う、このような原発事故は二度と起こさせてはならない。

エ 小括

以上、述べたとおり、原子力は人間がコントロールできるものではないえに、福島の現状から明らかになったように、原子力による被害は極めて甚大かつ深刻である。

本件原発事故によりこれらのが現実化し、原子力に対する恐怖心・不安感は、単なる感情として扱うことは許されないものとなった。原子力の恐怖から免れて生きていきたいという思いは、人格に対する具体的な危険を避けようとする、具体的な根拠に基づく合理的かつ切実な要求である。

(5) ノー・ニューカス権の性格と具体的な内容

ア 性格・法的根拠

ノー・ニューカス権は、原子力による侵害の恐れを排除するための権利である。ノー・ニューカス権に基づき、原子力による侵害を助長するような国家行為を排除することが必要であるため、自由権的性格を有する。その根拠は、幸福追求権を規定する憲法 13 条となる。

また、ノー・ニューカス権は、人が原子力による被害のない、安心して安全な生活を送るために不可欠な権利であるため、その実現のため

には、国による原子力被害の回復や環境保全等の施策が必要である。そのため、社会権的な性格も有することから、生存権を規定する憲法 25 条が根拠となる。

さらに、ノー・ニューカス権は、恐怖に対する保障を中心としているものであるため、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生きる権利を有する」とする憲法前文の理念とも合致し、平和的生存権もその根拠とする。

また、原子力のない良好な環境を享受する権利であるともいえることから、ノー・ニューカス権は環境権を具体化した権利であるともいえる。

イ ノー・ニューカス権の具体的な内容

以上の性格から、ノー・ニューカス権に基づいて、以下のような具体的な請求をなしえる。

(ア) 原発事故発生前：原発の建設や運転差止請求

前述のとおり、ノー・ニューカス権とは、通常人が合理的な理由に基づいて、放射能による生命・身体・財産の侵害が発生する恐れがあるという場合に、妨害の排除、または予防を請求し得る権利である。したがって、原発事故によって被害を受ける可能性のある人々は、ノー・ニューカス権に基づいて、建設ないし運転の差止めを求めることができる。

原発事故による被害の甚大さに鑑み、より早期に差止請求が認められると考えられ、原子力のない良好な環境や平穏な生活が侵害される恐れがあれば差止めができるものといえる。

(イ) 原発事故発生後：責任主体から完全な被害賠償を受ける権利

ノー・ニューカス権で保護された原子力に対する恐怖が現実化してしまった場合には、さらなる被害の防止を求めることが可能とともに、責任主体から、完全な被害賠償を受ける権利を有し、この権利を侵害する要因があればノー・ニューカス権に基づき、排除することができる。また、そのような法律を欠く場合には、国に対してその施策を求めることができる。

ここで重要なのが、①完全賠償を受ける権利であるとともに、②責任主体から受ける権利であるという点である。

①完全賠償というのは、第三者の故意または過失により損害を受けた場合には、その損害賠償を受けることができるため、当然認められる権利である。そして、被害賠償の基本が原状回復であることから、賠償の範囲も完全な賠償を受ける権利があることは言うまで

もない。

②責任主体から受けるという点が重要であるのは、原発事故の原因を究明して、徹底的な対策を促すことにより、再度事故が起こる恐れを払拭させるためである。

これは、不法行為に対する被害者の救済のための賠償責任の機能から導くことができる。すなわち、不法行為法では、加害者に賠償責任を認めることは、損害補填機能のみではなく、制裁的機能のためである。後者の機能は小さいものではないと、民法学者は考えている（第2準備書面 第1章 第2の7【77頁】）。特に原子力被害については、それが再度発生するようなことがあれば、国家の存亡にかかわる性質のものであることからすれば、これを防止するためにも制裁的機能が重視されるべきは当然である。

このように、被害者は完全な賠償を受けることができればいいというものではなく、事故原因者から賠償を受けることに意義がある。

(ウ) その他

i 原発事故発生前：原発の安全性にかかる一切の情報開示請求

原発事故を未然に防ぐための手段としての観点や、原発の安全性チェックのための手続参加の観点から、原発に関する一切の情報開示請求が認められる。

ii 原発事故発生後：損害を最小限にとどめるよう求める権利

原発事故が発生すれば、被害が長期化し、その規模は拡大していく。そこで、ノー・ニューカス権に基づき、①当該事故を迅速に収束させるよう求める権利、②避難の権利が認められる。

iii 原発事故発生後：再び同様の権利侵害が発生しないよう求める権利

原発事故が発生してしまったら、原子力に対する恐怖心を払拭させるため、①原因者および事故原因の究明を求める権利、②新たな規制等による安全の保障を求める権利が認められる。

(6) まとめ

ノー・ニューカス権は、広島、長崎等での原子力爆弾投下に引き続き、「原子力の平和利用」とうたわれ推し進められてきた原発における数多くの事故、そしてかつてない甚大かつ深刻な被害を生じさせた本件原発事故を体験した全世界の人々が、もう原発による被害は絶対に免れたいという当然の思いが権利にまで昇華したものといえる。かかる権利は、本件原発事故を経た今まさに、新しい人権として憲法上の保障を受けるべきときに至ったのである。